



2021年3月29日

各位

会社名 DMG 森精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 雅彦
(コード番号：6141 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
(TEL 03-6758-5900)

会社分割(簡易新設分割)による子会社設立に関するお知らせ

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、当社グループの工作機械向けユニット部品製造事業を会社分割(新設分割)し、新設するDMG 森精機プレジジョンコンポーネンツ株式会社に承継することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本分割は、当社単独の簡易新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

1. 会社分割(新設分割)の目的

工作機械のコア技術である主要ユニット部品の製造部門を新設分割により分離することで、独立した法人として個別採算管理をこれまで以上に徹底すること、また経営責任の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を実現し、本承継事業の競争力及び当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 会社分割(新設分割)の要旨

(1) 分割日程

新設分割計画承認取締役会決議日 2021年3月29日

分割予定日(効力発生日) 2021年4月30日

(注) 本分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする簡易新設分割です。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社へ割当交付いたします。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行済の新株予約権について、本分割による取扱いの変更はありません。

また、当社は新株予約権付社債を発行していません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、本承継事業に係る資産、債務及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務のうち新設分割計画において定めるものを承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本分割後において、新設会社が負担すべき債務について、その履行の見込みに問題はないものと判断しています。

3. 分割当事会社の概要

項目	分割会社 (2020年12月31日現在)	新設会社 (2021年4月30日予定)
(1) 名称	DMG 森精機株式会社	DMG 森精機 プレジジョンコンポーネンツ株式会社
(2) 事業内容	工作機械の製造、販売	工作機械向け主要ユニット部品の製造、販売
(3) 設立年月日	1948年10月26日	2021年4月30日(予定)
(4) 本店所在地	奈良県大和郡山市北郡山町106番地	三重県伊賀市御代201番地
(5) 代表者	代表取締役社長 森 雅彦	代表取締役社長 中務 陽介
(6) 資本金	51,115百万円	100百万円
(7) 発行済株式	125,953,683株	2,000株
(8) 決算期	12月31日	12月31日
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8.70% 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) 6.10% THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 4.37% DMG 森精機従業員持株会 3.09% 森 雅彦 2.87%	当社 100%

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しています。なお、自己株式には野村信託銀行株式会社(DMG 森精機従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式(967,100株)は含んでいません。

4. 分割会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績(IFRS)

	DMG 森精機株式会社(連結)
決算期	2020年12月31日
資本	189,895百万円
総資産	526,526百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,493.86円
売上収益	328,283百万円
営業利益	10,674百万円
税引前利益	5,106百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,745百万円
1株当たり当期利益	3.40円

5. 分割する事業部門の内容

(1) 分割する部門の事業内容

工作機械向け主要ユニット部品の製造

(2) 分割する部門の経営成績(2020年12月期)

売上高 8,000百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(2020年12月31日時点)

資産		負債	
項目	帳簿価額(百万円)	項目	帳簿価額(百万円)
流動資産	1	流動負債	—
固定資産	1,201	固定負債	—
合計	1,202	合計	—

(注) 実際に承継する金額は上記金額に本分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

6. 会社分割後の状況

本分割後の当社の名称、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期のいずれも変更はありません。

7. 今後の見通し

新設会社は、当社の100%子会社となるため、連結業績に与える影響はありません。

以上